

予算常任委員会議事録

(令和5年12月7日)

予算常任委員会議事録

- 1 日 時 令和5年12月7日(木) 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員

委 員 長	斧田 秀明	副委員長	辻本 馨
委 員	建石 良明		西田いく子
	藤井千代美		森田 忠彦
	村井 浩二		辻本 博之
	中村 直幸		
議 長	山田 強		
- 4 欠席委員 _____
- 5 説 明 員

町 長	田中 祐二	総務財政課長	小南 考弘
副 町 長	齋藤 健吾	自治防災課長	辻中 一嘉
教 育 長	中道 雅夫	住民人権課長	木村 厚江
政策総務部長	小角 孝彦	環境農林課長	木下 明紀
まちづくり推進部長	村上 正規	子育て支援課長	川久保みのり
健康福祉部長	子安 逸二	福祉介護課長	辻本 知也
教 育 次 長	池田 貴則	いきいき健康課長	堀内 孝茂
秘書政策課長	西本 武史	保険医療課長	松岡 健一
企画担当課長	小泉 大吾	教育総務課長 兼学校給食C所長	武部 勝浩
- 6 議会事務局

事 務 局 長	正野 正	書 記	木下 雄平
---------	------	-----	-------
- 7 傍 聴 者 _____
- 8 会議に付した事件

(1) 議案第42号 令和5年度太子町一般会計補正予算(第9号)

午前 9時30分 開 会

○斧田委員長 皆さん、おはようございます。

本日、予算常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 皆さん、おはようございます。

予算常任委員会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、早朝よりご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、議案第42号、令和5年度太子町一般会計補正予算（第9号）の1件でございます。何とぞよろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

○斧田委員長 本日は全員出席していただいておりますので、会議は成立いたしました。

これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

マイクの調子が悪いそうですので、一旦休憩という形にさせていただきます。

午前 9時31分 休 憩

午前 9時35分 再 開

○斧田委員長 これより、委員会を再開いたします。

今回、本委員会に付託されました案件は、補正予算案件が1件でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第42号、令和5年度太子町一般会計補正予算（第9号）、これを議題といたします。

順次説明を求めます。

○小角政策総務部長 おはようございます。

それでは、議案第42号、令和5年度太子町一般会計補正予算（第9号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1頁をお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7千614万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ65億3千147万9千円とするものでございます。

第2条の債務負担行為の補正でございますが、4頁をお願いいたします。

第2表債務負担行為補正として表を添付しております。債務負担行為の追加としまして、職員定期健康診断事業、教職員定期健康診断事業は、町職員と教職員の定期健康診断をとくとく健診と同時期に入札を実施するため、債務負担の期間及び限度額を定めるものでございます。

また、債務負担行為の変更でございますが、とくとく健診事業の予約枠増加とともに、府の健診についても、同時入札を実施するため、限度額を変更するものでございます。

第3条の地方債の補正でございますが、5頁でございます。

第3表地方債補正、地方債の廃止で、消防設備整備事業に係る地方債を各市町村で発行を予定していましたが、柏原羽曳野藤井寺消防組合において一括して発行することとなりましたので、廃止するものでございます。

続きまして、歳出の補正内容についてご説明申し上げます。10頁、11頁をお願いいたします。

今回補正のうち、1款の議会費から、最後9款の教育費まで、職員人件費、秘書政策課配当の個別内容についての説明は省略させていただき、職員人件費の全体的な内容を総括して説明に代えさせていただきます。

まず、職員人件費全体の補正額は4千839万6千円の増額で、うち職員給料で808万6千円の減額、職員手当等で6千46万3千円の増額、共済費で398万1千円の減額となっております。今回の補正予算は、人事異動等に伴う人件費の精査による増額補正となっております。

主な要因は、中途退職者が生じたことによる新規採用職員との差異等による減額や、病気休業及び育児休業職員の給与の減額などがあるものの、増額要因としましては、人事院勧告に影響した増額のほか、自己都合退職者による退職手当の増額などがございます。

続きまして、人件費以外で、政策総務部が所管する補正内容でございますけれども、2款総務費、1項総務管理費、10目企画費、補正額901万7千円の増額は、事業別区分1の企画一般事業、18節負担金補助及び交付金で1千万円の増額は、三世代同

居・近居支援補助金で、住宅開発等に伴い、申請件数の増加を見込んでございます。

事業別区分6の新型コロナウイルス感染症対策事業、18節負担金補助及び交付金で、98万3千円の減額は、金剛自動車のバス事業廃止により、公共交通事業者燃料価格高騰対策支援金の見送りに伴う減額補正でございます。

次頁、12頁13頁をお願いいたします。

3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費、事業別区分2の戸籍住民登録事業で、補正額473万円の増額は、12節委託料で電算機器・プログラム変更委託料、戸籍等への氏名の振り仮名表記に係るシステム改修に要する経費でございます。

少し飛びまして、22、23頁をお願いいたします。

8款消防費、1項消防費、2目常備消防費、補正額6千614万4千円の減額は、事業別区分1の常備消防事業、12節委託料で、補正額121万5千円は、富田林市消防本部の令和4年度決算に基づく消防事務委託料の精算に伴う増額と、事業別区分2の常備消防広域化事業6千735万9円の減額で、18節負担金補助及び交付金で、指令センター改修費用負担金6千328万8千円と、はしご車購入費用負担金407万1千円を減額するもので、これは柏原羽曳野藤井寺消防組合で全額を負担し、一括して地方債を発行することが確認できたことに伴い、負担金を徴収しないこととなったものでございます。

次に、歳入でございます。8頁、9頁をお願いします。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金、補正額1千25万2千円の増額は、社会保障・税番号制度システム整備補助金でございます。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金、補正額8千410万3千円の増額は、財政調整基金繰入金にて財源調整を行っておるものでございます。3目ふるさと太子応援基金繰入金、1節ふるさと太子応援基金繰入金、補正額1千万円の増額で、三世代同居・近居支援補助事業への繰入金でございます。

22款町債、1項町債、4目消防債、1節消防債、補正額6千720万円の減額は、地方債の補正でご説明しましたが、柏原羽曳野藤井寺消防組合において一括発行することにより減額するものでございます。

以上が、政策総務部が所管します補正内容でございます。

○子安健康福祉部長 続きまして、健康福祉部が所管いたします補正予算の内容について

ご説明申し上げます。

まず、歳出予算から説明させていただきます。補正予算書の14、15頁をお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障がい福祉費、補正額4千998万2千円の増額のうち、事業別区分1、障がい福祉管理事業で209万円の増額。これは令和6年度に行われます障がい福祉サービスなどの報酬改定に向けて、電算システムの改修経費として12節委託料の電算機器・プログラム変更委託料を209万円増額いたしております。

次に、事業別区分3、障がい者自立支援給付等事業の4千789万2千円の増額は、障がい者総合支援法に基づく居宅介護や行動援護などの各種障がい福祉サービスに対する給付が、令和5年度当初予算編成時の見込みを上回っており、今後予算に不足を生じる見込みとなったことから、19節扶助費の介護給付・訓練等給付費を4千789万2千円増額するものでございます。

次に、7目子ども医療助成費、補正額249万3千円の増額は、事業別区分1、子ども医療費助成事業で249万3千円の増額。これは、子育て世帯の負担軽減や子どもたちの健全な育成を目的に、高校卒業までの年齢のお子さんの医療費に対する助成事業で、こちらも助成額が令和5年度当初予算編成時の見込みを上回っており、予算に不足を生じる見込みとなったことから、19節扶助費の子ども医療助成費を249万3千円増額するものでございます。

次の頁、16、17頁をお願いいたします。

11目介護保険費、補正額410万5千円の減額。このうち、事業別区分2、介護保険特別会計繰出金事業で242万円の増額は、令和6年度に行われる介護報酬等の改定に伴う電算システムの改修に要する経費に係る財源として、一般会計から介護保険特別会計に繰り出すもので、27節繰出金の事務費等繰出金を242万円増額するものでございます。

次に、2項児童福祉費、4目児童福祉費、補正額160万9千円。このうち、事業別区分3、児童虐待防止事業199万7千円の増額は、支援が必要な児童や妊産婦等に対して、より効果的な支援に確実につなげることを目的として、令和6年度から全ての市町村に作成が義務づけられるサポートプラン作成に必要な児童家庭相談システムの端末増設のための経費として、10節需用費の消耗品4万円のほか、ノートパソコン等の端末の増設費用として12節委託料の児童家庭相談システム導入委託料182万7千円に

加え、令和6年度から専門職の増員を予定していることに伴い、事務机等の購入経費として17節備品購入費を13万円増額いたしております。また、事業別区分5、保育所等巡回支援児童個別支援事業61万2千円の増額は、子育て支援課の会計年度任用職員である保育士1名が12月から産休を取得することから、代替保育士を雇用するため、1節報酬の会計年度任用職員報酬を59万2千円、8節旅費の通勤費用弁償を2万円、それぞれ増額いたしております。

更に、事業別区分12、新型コロナウイルス感染症対策事業の100万円の減額は、令和5年度補正予算（第3号）にて計上し、本年6月の第2回定例会でご議決をいただきました子ども食堂などの子どもの居場所づくり活動を行っている団体への、物価高騰への支援である子ども食堂支援事業補助金の申請期間が終了し、事業費が確定したことを受けて、18節負担金補助及び交付金の子ども食堂支援事業補助金を100万円減額するものでございます。

歳出につきましては、以上でございます。

続きまして、歳入でございます。補正予算書の8、9頁をお願いいたします。

一番上の15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額2千394万6千円は、障がい者自立支援給付等事業に対する国庫負担金で、1節社会福祉費負担金の介護給付・訓練等給付費等負担金で、2千394万6千円を増額いたしております。なお、負担割合は2分の1でございます。

続きまして、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額104万5千円は、障がい福祉管理事業に計上いたしました障がい福祉サービスの報酬改定等に係る電算システムの改修経費に対する国庫補助金で、1節社会福祉費補助金の障がい者総合支援事業費補助金を104万5千円増額いたしております。こちらの補助割合については、2分の1となっております。

次に、16款府支出金、1項府負担金、1目民生費府負担金、補正額1千197万3千円は、障がい者自立支援給付等事業に対する負担金で、1節社会福祉費負担金の介護給付・訓練等給付費等負担金を1千197万3千円増額いたしております。なお、府負担割合は4分の1となっております。

次に、2項府補助金、2目民生費府補助金、補正額185万3千円のうち、2節福祉医療費補助金の乳幼児医療費公費負担事業費補助金18万9千円は、子ども医療費助成事業のうち大阪府の補助金の対象となる未就学児の医療助成費に対するもので、補助割

合は2分の1でございます。

また、3節児童福祉費補助金の安心子ども基金事業補助金166万4千円の増額は、児童虐待防止事業の児童家庭相談システムの端末増設等に対する補助金で、補助割合は対象事業費の6分の5となっております。

健康福祉部所管の補正予算の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○村上まちづくり推進部長 続きまして、まちづくり推進部が所管します補正内容についてご説明申し上げます。

補正予算書の22、23頁をお願いいたします。

歳出についてご説明申し上げます。

7款土木費、3項都市計画費、3目下水道費、補正額95万9千円の増額、事業別区分1、下水道事業会計繰出金事業、補正額95万9千円は、令和5年度本町下水道事業会計補正予算（第1号）でもご説明いたしましたとおり、新築住宅への下水道取付管整備工事に必要な費用として、27節繰出金95万9千円を計上しております。財源といたしましては、全額一般財源でございます。

以上で、まちづくり推進部が所管します補正内容の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○池田教育次長 続いて教育委員会所管の補正予算についてご説明を申し上げます。

まず、歳出から説明をさせていただきます。24、25頁をお願いいたします。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、事業別区分10、新型コロナウイルス感染症対策事業で、補正額2千233万6千円の増額は、主に18節負担金補助及び交付金で、新型コロナウイルス感染症対策として、子育て家庭への経済的影響を考慮し、学習に必要な費用を支援することを目的として、小中学校に在学する児童生徒、及び令和6年4月に新小学1年生に就学する子どものいる世帯へ、給付対象者1人につき2万円の給付金を給付するものとなっております。2項磯長小学校費、1目学校管理費、事業別区分1、磯長小学校運営事業で、補正額34万7千円の増額。本事業は、新型コロナウイルス感染症対策に係る国の学校保健特別対策事業費補助金を受けて行うもので、10節需用費で、学校における換気対策整備のため、網戸の購入を行うものとなっております。

続きまして、歳入でございます。恐れ入りますが、8、9頁をお願いいたします。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、6目教育費国庫補助金、1節学校費補助金、1

7万3千円の増額。これは小学校の新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校保健特別対策事業補助金となっておりまして、事業費の2分の1補助となっております。

以上、令和5年度太子町一般会計補正予算（第9号）の歳出歳入の全ての説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○**斧田委員長** ただいま、歳入歳出について説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○**西田委員** 児童虐待防止事業ですけれども、専門職をまた増員とおっしゃっておられましたが、どういうことをするのかということと、増員ということは、今何人かいて、増やすということですか。

○**川久保子育て支援課長** 職員の増員のご質問です。先ほどの部長の説明からもございますように、令和6年の4月からサポートプランというのをつくる必要が法の改正によって生じました。サポートプランと申しますのは、支援の必要なお子さんに対して必要な支援ですとか、あと今後の見通しですとか、サポートプランの見直し時期などを記したのになります。そちらのほうを、今の段階でサポートプラン作成者というのが300件ぐらいいるのではないかとこのところで推計しておりまして、そのため1名の職員の増員をお願いしているところです。現在も今いる専門職に加えて、その増員した職員で対応していくというふうになっております。

以上です。

○**西田委員** 続けて、子ども食堂ですけれども、6月議会で150万円、3団体分ついたのが1団体ということですね、50万円ということは。これは団体に対しても50万円をぱんと渡すのか、実績に見合って渡すのか。3団体動いていたけど、2団体、やっぱりコロナの影響もあって中々活動に踏み出せないということも聞きましたけれども、動いている団体さんもコロナ前と同じだけやっているのかどうかというのもちょっとよく分からないので、お金の出し方はどうなっているのでしょうか。

○**川久保子育て支援課長** 子ども食堂の補助金の件なんですけれども、当初3団体把握しておりまして、そのうち1団体から申請がございまして、既に50万円を交付させていただいています。使い方なんですけれども、年度末までに活動をされた実績を出していただいて、実績額が50万円を超えてくるようでしたら、そのまま50万円受け取って

いただく形になります。事業を継続した結果、そこまでいかなかったというところであれば、その分を返金いただくような形にさせていただいています。今のところ、申請いただいた団体さんは週1回程度の活動をされているというところで、例年どおりの活動をされているというところで聞いています。

元々把握しておりました2団体なんですけれども、1団体のほうはちょっと、ハイリスク施設というところで活動を休止されています。もう1団体のほうは、7月末の時点では、コロナの感染状況を見て再開するかどうかというのを判断するというところでした。8月10日まで申請期間を設けていたんですけれども、それまでに申請がございませんでしたので、1団体で確定ということになっております。

以上です。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

○辻本（博）委員 ちょっと確認なんですけれども、小中学生子育て応援緊急給付金2万円、これは全ての小中学生に頂けるということでいいのでしょうか。

○武部教育総務課長兼学校給食C所長 対象の範囲なんですけれども、基準日、令和6年2月1日時点におきまして、本町に住所を有する小学生、中学生及び令和6年4月に小学校に入学するお子さんのいる世帯となってございます。よって、町内在住の市立小学校、中学校、また他の公立中学校に通う児童生徒も対象となります。

以上です。

○辻本（博）委員 小学校何名、中学校何名という形は分かりますか。

○武部教育総務課長兼学校給食C所長 人数なんですけれども、小学1年生から、すみません、ちょっと合計になるんですけれども、小学1年生から中学生で約1千人でございます。また、小学校、新入学生で約110名を見込んでございます。

以上です。

○辻本（博）委員 これの給付は年内でいけるということでしょうか。

○武部教育総務課長兼学校給食C所長 支給の予定なんですけれども、3月中旬を予定してございます。できる限り早急には支給はさせていただく予定はしておるんですけれども、人数がかなり多いということで、3月中旬を予定してございます。

○辻本（博）委員 ありがとうございます。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 三世代近居・同居のところではちょっとお伺いしたいんですけど、この制度が

始まって何年か経つんですけど、実績と今年度の見込みのところ、これがどういう推移で来ているのか教えていただけませんか。

○小泉企画担当課長 三世代同居・近居の補助制度の実績なんですけれども、令和3年度から申し上げますと、令和3年度で、住宅取得に関しては8件、リフォームに関しては2件でございました。昨年度に関しては、住宅取得が18件、リフォームが1件です。

今年度の申請状況ですけれども、既に予算額満額の申請件数をいただいております、現在は更に事前相談という形で住宅開発等がございますので、その関係で相談が15件ほど既に寄せられておりますので、見込みとしましては、今回補正予算を上げさせていただいているのは、50万円掛ける20件を見込んでいう形になります。

以上です。

○村井委員 住宅取得補助金ということで、私の周りの住民さんでも受給していただいて、有効に活用されて、評価いただいている声もあるんです。

ただ、やっぱりその次というところで、例えば何か工夫しながら、例えば自治会、町会のところとか、例えば私、Uターンという表現になるのか、Iターンという表現になるのか、ちょっとその辺いろいろなケースがあるかと思うんですけど、太子町にお住まいしていただくというところで何らかのアンケートにご協力いただけるとか、そういうところにつなげたら、次のまちづくり、ここへつながるんじゃないかな、施策展開につなげていけるのではないかなとかいうふうなことも思うので、それだけ受給実績があるんだったら、やっぱりちょっと受給していただいて有効に活用していただく、その次の検討もしていただけたらと思うんですけど、その辺のお考えがあれば教えていただけませんか。

○小泉企画担当課長 ありがとうございます。現在のところ具体的なプランというのは持ち合わせではないんですけども、今いただきましたとおり公民連携という視点で、不動産の開発業者さんであるとか、そういった業者さんとの協力も念頭に検討を進めたいと思います。

以上です。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

○森田委員 さっきの辻本君の関連ですけれども、2万円支給、これはプッシュ型ですか。

○武部教育総務課長兼学校給食C所長 プッシュ型でございます。令和5年10月分の児童手当の受給の際に使用しております口座に振込をさせていただきます。よって、原則

手続きは不要となります。

以上です。

○森田委員　だから、今回には関連ないのか知らないけれども、今新聞紙上で7万円を年内支給するとか公明党とか言っておられるのだけれども、これはプッシュ型でやるわけですか。

○辻本福祉介護課長　7万円給付の支給の仕方でございますが、今、ちょっと調整中ではありますが、本町の場合といいますか、今回要件がいろいろ課されておりまして、結果的にちょっとプッシュ型は難しいなというふうなことで今進めております。3万円のとときと同様に確認書という形になるかと思うんですけれども、一旦ご返送いただいて、そこからの給付というような形で進めております。

○森田委員　今までどおり確認だけれども、確認する書類は該当する方にみんな送るわけで、それで送って、要らん人というのは何人かいるのか知らんけれども、それを確認してから給付するという格好だけれども、だから、郵送で送って、返答をもらって、そこから入金するんじゃないしに、これもやり方としたら全部にプッシュ、入金して、実際、今、所得も結構上がって、要らないという人がおれば返してもらうというような方法で、なるべく早いこと給付するという方法はあかんのですか。

○辻本福祉介護課長　原課のほうでも最短の支給というのをどうすればというところでちょっと検討しておるんですが、1つ、また追加のときにでも思っていたんですけれども、補正のときに。扶養されている方の確認というのが、どうしても本町の保有しているデータ上確認が取れない場合がございまして、例えばおじいちゃんおばあちゃんが太子町に住まれて、羽曳野の息子に扶養されているという世帯で、おじいちゃんおばあちゃんの世帯は非課税ですというところで、非課税世帯としては、データはもちろん太子町は保有しておるんですが、羽曳野にお住まいの息子さんに扶養されているというデータを持ち合わせておりませんので、そこがちょっとネックになっております。

そういった世帯は今回7万円給付の対象から外しなさいということになっておりますので、その部分をやはりご本人さんに確認させていただく必要がどうしてもございますので、その部分でご本人さんからの返送が必要になるというようなところでございます。その返送期間も踏まえて、最短で支給できるように取り組んでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

○森田委員　今説明されたのは本当に何人かということですか。だから一般としたら、

なるべくこういう給付金というのは早いこと配ったほうが効き目があるので、だから、極端に言ったら全部に配って、まだ今説明した羽曳野の人だったらちょっと該当しませんので返してくれますかというぐらいのことができないのかな。

○子安健康福祉部長 森田委員からご質問いただきましたように、こういったものについてはなるべく早くということで、我々もご存じのとおり、まだ予算化もできてない状況ではございますけれども、業者と契約等の行為はできないんですけれども、ご相談申し上げたりとか、また、福祉介護課の課内で職員間においてスケジュールの検討を行うなど、なるべく早く支給を開始したいということで、一定準備のほうは進めさせていただいております。

今ご指摘いただきました、全ての方に一旦給付して、その後返してもらったというご提案ではありますけれども、我々、一定国のほうから補助金を頂いて給付をさせていただく形となっています。したがって、国の要件、これを満たす形でないと補助対象にも当然なっていないわけですので、そういった形の詳細については、まだ国のほうからいただいてない、情報をいただいてない部分はございますけれども、これまでの間、何年度かの給付の経験、あるいは国のほうではQRコードを使ったファストパスという形で給付はできないかというようなことも新聞紙上には載っておりまして、その点についても業者のほうと協議はさせていただきました。ただ、それに関しても、そのファストパスという形を取って、それを本町の給付のシステムにデータを取り込む、それによって更に時間がかかるというようなことも業者のほうからいただいておって、現在検討している中では、従来からの方法でやらせていただくのが、結果的には一番早く支給が開始できるというふうに考えております。

ご指摘いただいておりますように、一日も早く給付のほうは開始できるように、職員としても頑張っていきたいと思っておりますので、何とぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 公共交通事業者燃料価格高騰対策支援、金剛バスがやめちゃうので減額ということなんですけれども、これ、全く使ってなかったんですか。

○西本秘書政策課長 使用しておりませんでした。

○西田委員 それは期限があるのかしら。これを、今度また近鉄バスに走ってもらうじゃ

ないですか、そっちに使うということにはならなかったんですか。

○西本秘書政策課長 はい。一旦今回これで減額させていただくことになります。

○西田委員 この支援、だから、制度を使うことができなく、期限があつてできなくなったからということなんですか。

○西本秘書政策課長 今回のこの事業につきましては、現在町内で運行している事業者に対する補助制度でございますので、そういった意味で対象の事業者がまだ入っていない、実施されていないということで、それに伴いまして、今回これを減額するものでございます。

○西田委員 現在の金剛バスは分かるんですけども、次、間髪入れずに21日のが決まっているじゃないですか。それ、だから事業者が変わってしまうとか、あるいは4市町村で動かしているからあかんの。そういう形態が変わったからもう使えないのか、それとも、こういう申請する時期があるから、金剛バスに使えないからといって、よそに使えないのか。どういう減額なのか、もう少し丁寧に言っただけませんか。

○西本秘書政策課長 こちらについては、令和5年度の補助制度なんですけれども、過年度の走行の距離との燃料高騰分、町内で走っている部分での燃料高騰分の差額を支給するという形になりますので、新たに今回近鉄バスが導入されますが、近鉄バスについてはこれまで町内を走っておられませんので、そういった意味でも減額、今回この事業で、今回のこのタイミングで減額させていただいております。

○西田委員 距離は金剛バスから引き継げると言うんですけども、バス会社が変わったら絶対駄目ということですよ。

○西本秘書政策課長 おっしゃるとおりです。

○西田委員 ありがとうございます。

マイナンバー関係のことでは反対討論もしましたけれども、そこでちょっと言わせてもらったのが、今回戸籍に記載されている氏名の振り仮名、これを打っていくということなんですけれども、最初どうされるのかちょっとよく分かりませんが、1年経過した後は、本籍地の市町村長が管轄法務局長等の許可を得て、一般的な読み方を記載することも可能としているということなんですけれども、それじゃ本当、命名権、人格権、どうなのと思うんですが、氏名の振り仮名を打つに当たって、太子町としてどうしていくんですか。勝手に打つのか、確認するのか、どうやっていく予定になっているのか教えていただけますか。

○木村住民人権課長 作業方法につきましては、まだ詳細は来ておりませんが、まず戸籍側か住基側からデータを吸い上げまして、本人さんに通知しながら進めていくという大きなことぐらいしか分かっておりませんが、そういう形で進めさせていただきます。

○西田委員 本人に通知ということは、全住民さんにまたそういう通知する作業があるということなんですか。

○木村住民人権課長 恐らく太子町に本籍地がある方に対して通知していくというような作業となっております。

○西田委員 恐らくとか、ちょっと分からないことが多いみたいなんですけれども、これをやらなければならないというのはいつぐらいからなんですか。

○木村住民人権課長 作業の実施時期につきましては、来年度を予定しております。来年度の予定です。

○西田委員 また仕事が増えると思うんですけれども。また来年度と今おっしゃいましたが、来年度になったらまた選挙もあるじゃないですか。これ、振り仮名を送って、違いますと言われたらまた変えて、本当にこれでいいんですかまで言わなあかんのだろうね、ちゃんと。そう思ったら、また仕事が増えると思うんですけれども。

本当大変と思いますが、人が必要かなと思うんです。なので職員、人件費のほうをお尋ねしたいんですけれども、職員さんが中々、町村、またこの南河内の大阪の端のほうに職員さんを確保するのは、町村のみならず市も苦勞されていると思うんですけれども、そうしたら、やっぱりせっかく太子町に入ってくれた職員さんが定年退職まで全うしてもらえたらうれしいなと思うんですが、今回の主な減額の要因の中に、年度途中の自己都合退職者2名ということだったんですけれども、入ってすぐの人なのか、これまでも頑張ってきて間際の方なのか、これからという脂の乗り切った中堅の方なのか、どういった自己都合者なのでしょう。

○西本秘書政策課長 年齢的には高齢の方になります。

○西田委員 もったいないと思いませんか。最後まで全うしたら、今、最終65歳まで働かなあかんところまでいくと思うんですけれども、人が足らん足らんと言うんだったら、いろんなノウハウを持って定年に近い人ということなのかなと思うんですけれども、辞めていかれるのはつらいと思うんですけれども、そういうときに引き止めとかはやっているんですかね。

○西本秘書政策課長 ちょっと聞き取りにくかったんですけど、申し訳ございません。

○西田委員 引き止めたりとか、考え直してくれるようにとか、声をかけたりもしているんですか。

○西本秘書政策課長 引き止めということのご質問でございますが、今回自己都合による退職者の方、2名おられましたけれども、各々聞き取りといたしますか、要因がございまして、1人については職場になじめない、慣れない、そういったことなんですけれども、もう1人の方についてはご自身の生活設計を、将来に向けての、高齢の方ではありますけれども、将来に向けての生活設計を考えたというところのお話は聞いております。

○西田委員 それもありながら、また病気休業の方もいらっしゃるとかして、だけど、職員さんがそんな増えてなくて、毎月のように職員さんの配置といたしますか、それが変わりますというような紙が届いて、貼り直しているんですけれども、病気休業が多いとか、今なじめないとかありましたけれども、そういうときに秘書課として、職場環境とはどうなのかとか考えることはあるのでしょうか。

○西本秘書政策課長 今、病気休業というところも、お二人の方がおられるんですけれども、お一人の方についてはご自身の体の関係ということで、職場環境とは直接は関係、関係がないのかなというようなところは聞き取りの中では考えておりますが、いずれにしましても、これまでも、いわゆる仕事がしんどいといいますか、そういったところで病気休業された方は確におられましたので、そういったところは、仮にそういうふうな状態になれば、過去にもまた、今年度もですけれども、お医者さんのほうにご本人の状態を聞き取りに行かせていただいて、復帰するにはどのような形で迎え入れればいいのかというふうなところはお医者さん、先生とも相談させてもらいながら、対処いたしますか、そういったところには努めておるところでございます。

○西田委員 職員さんを大切にするという意味では、病気休業をされる方はゆっくり体が回復するまで休んでくださいと言ってあげるべきですし、育児休業者、本当に子どもに接する時間を十分取って、また職場に帰ってきてねと言ってあげたらいいと思うんですけれども、そういうときに職員さんが足らんということで、どうしても現場で働いている人に負担がかかると思うんです。その休業であったりしたときの、急に辞めたときに対してとか、職員さんを増やす手だてというか、本当に兼務で乗り切ろうというのはちょっとしんど過ぎると思うんですけれども、そういう手だてを常にとった上で人が入ってこないという状況になっているんですか。

○西本秘書政策課長 おっしゃるように中々兼務というのは職員の負担にもなる部分がご

ございますので、難しい部分はございます。基本的に、例えば産休育休であるとかという場合には、事前にある程度把握できますので、会計年度さんでの対応というのが基本で考えております。

ただ、今おっしゃる病気休業につきましては、いつまでというのが、予定のところで見えてまいりませんので、そういった意味で中々代替の職員、会計年度さんを含めて、入れるのが、投入するのが難しいといえますか、その調整が非常に見極めが難しいところがございます。そこについては、それぞれ対象課と協議を重ねながら対応していく必要があるのかなというふうに考えます。

○西田委員 コロナの影響はとてもあったと思うんですけども、職員さん、本当に忙しくされているように思うんです。プラス、コロナ今度明けたら、本当に土日というたらイベントだらけ。イベントに出ていった、そしたら代休、有給取れていますかという質問をしましたが、代休をもらっても、有給も消化できないのに代休が消化できるわけもなく、そういう働かせ方をずっとずっとしていったら、それは疲弊してしまうと思うんです。

本当に今、人が足りないのと違いますか。ちゃんときっちり、これだけの人数が要るところを把握して積み上げていかんと、本当に役場がきっちり動いていなかったら、一番不利益を被るのは住民さんだと思いますので、本当に人のことはしっかり手を入れていただきたいと思いますので、これからまた次年度の職員体制もつくっていかないといいと思いますので、しっかりやっていただきたいと思いますので、要望しておきます。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 西田委員の関連になるかと思うんですけど、職場環境というところで、先日もこの会議の場で、あと余談的にちょっとお声を聞いたり、私も日頃庁舎に行っていて、この庁舎のエアコンの温度設定の話で、実際に1階、2階、3階、4階と、いろいろなケースがあったり、特に今年なんか寒暖の差が激しいので、どうも私もちょっと聞くとところによると、寒い寒いという職員さんの声が私どもに届いているんです。実際、職員さんの環境じゃなくて、来庁していただく住民さんというところのことも大いに関係してくると思うんです。

だから、その辺のところは、私的には臨機応変に、階層によったり、午前中、午後によったりで、手っ取り早くそういう職場環境の改善というところのことは改善していっ

たらどうなんだろうなと思っているんですけど、その辺のお考えがあれば教えていただけないか。

○小南総務財政課長 空調等の環境設定の件なんですけれども、一定事業所の管理のほうでは、労働環境で冬季ですと18度以上という温度じゃないと駄目というような形の取決めがございます。したがって、現在空調の設備、冬季の温度設定は20度以下という形でちょっと運用を行っております。また、事務所の部分に関しましては、それぞれ主立った場所に温度計等を設置しております、20度設定で運用した場合でも、18度を下回る場合にはまたこちらで制限を解除するような形の対応を取っております。

ただ、そちらの今、委員もおっしゃいましたように、来庁者の方々との健康面とかもございますので、また、その決まり一辺倒ではなく、運用面でちょっと全庁的に検討をさせていただいて、また今後運用を考えていきたいと思っております。

以上です。

○村井委員 やっぱり働きやすい環境づくり、それと1階のところに関しては、緑の回廊を含めたところの住民さんに集っていただきやすい、もしくは来庁していただいたときのイメージを変えていこうというところで、正面玄関のところの改修というのは計画にあったかと思うんです。

ただ、これもまたちょっと余談というか、関連の質問になって、予算書のところには直接出てないんですけど、最近、これは大変喜ばしいことだと私は思っているんです。太子の森を含めて、前のイベント広場を含めて、夕方3時以降になってきたら、小中学生の子どもたちとか青年が集ったり、にぎやかな声がして、やっぱり子どものにぎわいというのはまちづくりの活力になるんだなといったことの実感もあるんですけど、ただ、やっぱり交通安全対策というのか、事故防止策みたいなところを何かやっておかないと、事故とかが起こる可能性があるのじゃないのかという、私は懸念をしておるんですけど、その辺のところ、何かやっていこう、もしくは何かそういう、ちょっと危ないなというふうな認識があるのかないのか、またあるならば、これから何かやっていこうという、対策をしていこうというお考えがあるのか、教えていただけませんか。

○小南総務財政課長 おっしゃっていらっしゃる児童のイベント広場での一時集まった時期というのが一月ほど前ぐらいの時期のことかなと思うんですけども、庁舎管理のほうにも、車道に飛び出したりとか、そういう形でちょっと危ないという形のお声をいただきまして、職員のほう、子どもさんに注意したりとかいう形では、ちょっと指導

じゃないですけども、注意をさせていただくような形を行っておりました。

あの時期、毎日のようにお子さんが集まっていらっしゃったので、本格的に、極端にいうとイベント広場での球技とか、そういうのも行っていましたので、そこら辺の運用を検討して、場合によってはボール遊びに関してはやらないような形でお願いをというような形で検討していたんですけども、ちょうどあの時期が学校の短縮授業があったらしくて、その後に皆さんお集まりになるという形の話聞いておりましたので、ちょうど詳しく聞いた段階がその短縮授業の最終日でしたので、今後、使用頻度を見てからまた再度検討しようかという形で現段階で終わっております。

ただ今後、おっしゃっていますように、そこで遊ばれる子どもさんが増えて、確かに危険な状況という形になりましたら、施設管理者としても使用状況の管理とか、注意をするとか、そういう形での検討が必要かなと今、現段階では思っておりますけれども、まだ結論には達しておりません。

○村井委員 使用されるところの方に規制というところのことはあんまり好ましくないと思うんです。太子の森に関しては、1階の談話ルーム、あそこの活用というのは、みんな小学生、毎日夕方になったら、みんなで一緒に宿題やっていますわ。おやつを食べながらもありますけど。奥の自習室に行ったら、今、シーズンの受験生が数名も、私が拝見したときはしっかり受験勉強されています。うまいこと使ってくれているんです。

さっきの、前の温度管理のところでも言いましたけど、1階の緑の回廊のところと一緒にですわ。太子町役場というイメージを変えていかないといけないので、今までの役場じゃなくて、子どもたちが集っている役場というのは、まちの活力なので、やっぱりそういうところの次の世代、次の太子町を担ってもらう若者がそこに、太子町役場というところのことにイメージを変えてもらうことによって、また数年先の太子町の明るいビジョンも描けるかもわからないので、その辺のところはウエルカムウエルカムでいろいろ勉強したり、遊ぶところの頻度も今、課長おっしゃったようにボール遊びとか、そういうところはちょっとごめんねということになるのかもわからないんですけど、飛び出しにくい施設、もしくはドライバーから視覚しやすい環境づくりというのを、認識しやすい環境の整備というのは、これは必要だと思うので、その辺、力を入れてというか、早急に取り組んだほうがいいと思います。要望として、すみませんが、お願いしておきます。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○斧田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○斧田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第４２号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○斧田委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第４２号、令和５年度太子町一般会計補正予算（第９号）は原案どおり可決することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

これにて委員会を閉会いたします。

本日はお疲れさまでした。

午前１０時３５分 閉 会

太子町議会委員会条例第２７条第１項の規定によりここに署名する。

予 算 常 任 委 員 長 斧 田 秀 明